

令和8年度山梨市家庭内防災対策補助金募集要領

1. 制度の目的

大規模災害に備え、市民が自主的に取り組む家庭内の防災対策及び備蓄の促進を図り、市民の「自助力」を高め、防災意識の向上に資するため。

2. 交付対象品

- (1) 防災セット（既製品の詰め合わせ）
- (2) 多機能ラジオ（充電機能及びライトの機能を備えるもの）
- (3) 携帯用照明器具（懐中電灯、ランタン、ヘッドライト等持ち運びができるもの）
- (4) 非常用トイレ
- (5) 消火器
- (6) 家具等の転倒防止器具（突っ張り棒、粘着マット、耐震ラッチ等）
- (7) 感震ブレーカー（自動遮断装置）
- (8) ガラス飛散防止フィルム

3. 購入対象期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※取付け費についても、上記期間内に実施したものが対象となります。

4. 申請受付期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

5. 購入費に対する補助金

(1) 交付対象者

本市の住民基本台帳に記載されており、以下の①及び②のいずれにも該当する世帯に所属する人となります。

① 世帯員のいずれもが、市税等の滞納がないこと。

② 本要綱に基づく補助金の交付を受けたことがない世帯であること。

(2) 補助金の交付対象経費及び補助金の額

① 交付対象品の購入に要する費用から、購入時に利用したポイントの額を控除した額とします。なお、送料及び振込手数料は交付対象経費に含みません。

② 交付対象経費に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数切り捨て）とし、5,000円を限度とします。

6. 取付け費に対する補助金

(1) 交付対象者

上記「5. 購入費に対する補助金（1）交付対象者」に該当し、かつ以下のいずれかに該当する世帯に所属する人となります。

① 65歳以上の者のみで構成された世帯

② 18歳未満の子のみを養育するひとり親世帯

③ 身体障害者手帳の交付を受けている者が属する世帯

④ 療育手帳の交付を受けている者が属する世帯

⑤ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が属する世帯

⑥ 介護保険の要支援又は要介護の認定を受けている者が属する世帯

⑦ 住民税が非課税である世帯

⑧ 前各号に掲げる者のほか、市長が特に補助金の交付が必要であると認める世帯

(2) 補助金の交付対象経費及び補助金の額

① 山梨市内の住宅等における交付対象品の取付けに要する費用から、利用したポイントの額を控除した額とします。なお、送料及び振込手数料は交付対象経費に含みません。

② 交付対象経費に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数切り捨て）とし、5,000円を限度とします。

7. 補助金の申請及び請求

(1) 窓口での申請

以下の書類を整えて市役所防災危機管理課へ提出してください。

① 提出書類

a 山梨市家庭内防災対策補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）

b 補助対象経費の支払を証する書類（領収書等で、購入日、品目、金額、取付け費及び購入店名が確認できるもの）

c 振込先口座が確認できる書類の写し（通帳またはキャッシュカードのコピー）

d 申請者の本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証等）

e その他市長が必要と認めるもの

② 提出先

山梨市役所 西館4階 防災危機管理課

③ 受付時間

平日の午前9時00分から午後4時30分まで

(2) 電子での申請

市ホームページ内の「家庭内防災対策補助金」ページに設定した申請フォーム「スマホ市役所」から手続きを行ってください。なお、申請前に以下の準備書類等を確認してください。

① 事前に準備する書類等

a 申請者のマイナンバーカード

b 補助対象経費の支払を証する書類（領収書等で、購入日、内訳、金額、取付け費及び購入店名が確認できるもの）

c 振込先口座が確認できる書類の写し（通帳またはキャッシュカードのコピー）

d 取付け費に対する補助金の交付対象者のうち、上記6の(1)②から⑥に該当することを証する書類（障害者手帳、介護保険証等の写しなど）

8. 注意事項

(1) 申請者、領収書の宛名及び振込口座名義人は、必ず同一人であることとし、不一致の場合は補助対象外となります。

(2) 補助金の交付は世帯を単位とし、1世帯につき1回限りとします（購入費と取付け費の双方を申請する場合も含め、交付は同一世帯につき1回となります）。

(3) 交付を受けた補助対象品は、補助金の趣旨に従い、適切に管理・活用してください。

- (4) 虚偽の申請や不正な手段により補助金の交付を受けた場合、または要綱に違反した場合は、交付決定の取消しや補助金の返還を求めています。